

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

安芸市長

公表日

令和7年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則のほか地方自治法に基づく、「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより、市内に居住する20歳以上60歳未満の第一号被保険者(60歳以上の任意加入者を含む)や年金受給資格者、及び年金受給者からの国民年金の届出、申請等に係る事務を行う。</p> <p>特定個人情報は、上記法律及び行手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で取り扱う。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>①被保険者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・20歳到達からの第一号被保険者の資格の取得・喪失や、住民票の異動に伴う届出(年金受給者を含む)の受付及び進達に係る事務 <p>②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・年金受給資格者からの老齢基礎年金の裁定請求をはじめ、障害基礎年金、未支給年金等のその他給付申請や現況届の受付及び進達に係る事務・障害年金受給者等の所得情報の提供に係る事務 <p>③保険料に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・第一号被保険者からの保険料免除、納付猶予、学生納付特例申請などの受付及び進達に係る事務 <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム、個人住民税システム、宛名連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表46の項及び128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2及び第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない]
②法令上の根拠	情報提供ネットワークによる情報連携は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民保険課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	安芸市役所市民保険課国保年金係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1002
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		国民年金システムは住基情報が連携されており、手入力によるマイナンバーの登録作業はなく、紐づけ誤りは発生しない構造になっている。 その他の項目の入力については、ダブルチェックを実施している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、全職員を対象に研修が行われている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	山崎 富貴	畠中 龍雄	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	市民課 畠中 龍雄	課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	IV リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	様式変更
令和2年11月6日	I - 8	安芸市役所市民課国保年金係	安芸市役所市民課国保年金係	事前	部署名の修正
令和2年11月6日	II - 1	令和元年6月1日	令和2年11月6日	事前	計数の時点変更
令和2年11月6日	II - 2	令和元年6月1日	令和2年11月6日	事前	計数の時点変更
令和4年3月14日	II - 1	2020/11/6	2022/3/14	事後	計数の時点変更
令和4年3月14日	II - 2	2020/11/6	2022/3/14	事後	計数の時点変更
令和5年6月30日	II - 1	令和4年3月14日	令和5年6月30日	事後	計数の時点変更
令和5年6月30日	II - 2	令和4年3月14日	令和5年6月30日	事後	計数の時点変更
令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年9月24日	I - 3	番号法 第9条第1項、別表第1の第31、第62、第95 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条	番号法 第9条第1項、別表46の項及び128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2及び第68条の2	事後	法改正に伴う変更
令和6年9月24日	I - 5、8	市民課	市民保険課	事後	組織改編に伴う変更
令和6年12月27日	IV-4	委託しない	委託あり(リスクへの対策:十分である)	事後	入力誤りによる
令和6年12月27日	IV-8	記載無し	(リスクへの対策:十分である) 国民年金システムは住基情報が連携されており、手入力によるマイナンバーの登録作業はなく、紐づけ誤りは発生しない構造になっている。 その他の項目の入力については、ダブルチェックを実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加口
令和6年12月27日	IV-11	記載無し	9)従業者に対する教育・啓発 (対策:十分である) 毎年度、全職員を対象に研修が行われている。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加口